

## 日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー養成講習会 専門科目講師基準

科目名	講師基準
1. アスレティックトレーナーの役割 30時間	・免除適応コース承認校アスレティックトレーナー専任教員(専任:主)
2. スポーツ科学 ①トレーニング科学 30時間 ②バイオメカニクス 30時間 ③運動生理学 30時間 ④スポーツ心理学 30時間 120時間	以下のいずれかの条件を満たす者 ・学校教育法第92条に定める助教以上の者で、担当科目の教育実績および研究実績を持つ者 ・日本体育学会、日本体力医学会または担当科目に関係する学会に所属し、担当科目の専門領域における研究実績を持つ者 ・大学その他の研究機関において、研究職として担当科目の専門領域における研究実績を持つ者 ・大学卒業後、スポーツ系専門学校において10年以上の担当科目の専門領域における教育実績および研究実績を持つ者 ・公認アスレティックトレーナーとして登録・認定後4年を経過している者で、スポーツ科学領域の大学院を修了している者
3. 運動器の解剖と機能 60時間	・公認スポーツドクター(整形外科医が望ましい) ・公認アスレティックトレーナーとして登録・認定後4年を経過している者 ・大学等の研究機関において解剖学の教育実績および研究実績を持つ者
4. スポーツ外傷・障害の基礎知識 60時間	・公認スポーツドクター(整形外科医が望ましい) ・公認アスレティックトレーナーとして登録・認定後8年を経過している者で資格取得後実務経験が5年以上の者が5分の1を超えない範囲で担当することができる
5. 健康管理とスポーツ医学 30時間	・公認スポーツドクター(内科医が望ましい) ・公認アスレティックトレーナーとして登録・認定後8年を経過している者で資格取得後実務経験が5年以上の者が5分の1を超えない範囲で担当することができる
6. 検査・測定と評価 60時間	・公認スポーツドクター(整形外科医が望ましい) ・公認アスレティックトレーナーとして登録・認定後4年を経過している者 ・大学等の研究機関において測定・評価に関する教育実績および研究実績を持つ者がその2分の1を超えない範囲で体力測定部分を担当することができる
7. 予防とコンディショニング 90時間	・公認スポーツドクター ・公認アスレティックトレーナーとして登録・認定後4年を経過している者 ・大学等の研究機関においてトレーニング科学に関する教育実績および研究実績を持つ者がその3分の1を超えない範囲でトレーニング部分を担当することができる
8. アスレティックリハビリテーション 90時間	・公認スポーツドクター(整形外科医またはリハビリテーション科医が望ましい) ・公認アスレティックトレーナーとして登録・認定後4年を経過している者 ・公認アスレティックトレーナーで理学療法士の資格を持つ者
9. 救急処置 30時間	・公認スポーツドクター ・公認アスレティックトレーナーとして登録・認定後4年を経過している者 ・大学等の研究機関において救急処置に関する教育実績および研究実績を持つ者または心肺蘇生法の指導者資格を有する者が心肺蘇生法部分を担当することができる
10. スポーツと栄養 30時間	・公認スポーツドクター ・公認アスレティックトレーナーとして登録・認定後4年を経過している者 ・公認スポーツ栄養士 ・代表チーム(県代表レベル以上)、実業団チーム(プロも含む)、大学(体育会運動部)の合宿・遠征等に帯同するなど現場経験のある管理栄養士の資格を持つ者 ・大学等の研究機関において栄養学の教育実績および研究実績を持つ者
現場実習 180時間	・免除適応コース承認校アスレティックトレーナー専任教員(専任:主・副) ・公認アスレティックトレーナーで資格取得後スポーツ現場における実務経験が2年以上の者 ・公認アスレティックトレーナーマスター ・公認スポーツドクター(但し、1)見学実習、2)検査・測定と評価実習、4)アスレティックリハビリテーション実習、に限る)

## 附則

(1)平成23年2月16日改定、平成24年4月1日施行

(2)平成23年4月1日改定

(3)上記基準は申請年度の4月1日時点で満たしていなければならない

(4)平成24年6月6日改定

(5)上記については大学生および大学院生は担当することができない

(6)上記(5)の大学院生の内、大学等の教員または研究機関に研究職として従事する者で博士の学位取得を目指す者は除く

(7)上記の教育実績とは、該当の教育機関において実際に主たる教員として講義を担当し、現在も継続して教育に携わっていることをいう

(8)上記の研究実績とは、共同研究を除く自身の学術論文や原著論文の執筆実績があり、かつ現在も継続して研究実績があることをいう

(9)公認アスレティックトレーナー有資格者の内、上記3、6、7、9、10の科目においてその科目に関する「教育実績および研究実績」の基準を満たしていても、「公認アスレティックトレーナーとして登録・認定後4年」を経過していない者はその科目を担当することはできない

(10)上記講師基準を満たす公認スポーツ指導者で資格有効期限が申請年度の9月までの者の内、4月1日時点で資格更新のための義務研修を未受講の者は、上記すべての科目を担当できない

(11)平成25年5月21日改定、平成27年4月1日施行

(12)平成28年11月8日改定、平成29年4月1日施行

(13)平成30年4月1日改定